



VOL52

平成 23 年 6 月

## 佐倉そめい野緑地ニュース

発行人 佐倉染井野緑地協定運営委員会

### 平成 2 3 年度緑地協定運営委員会定時総会の報告

平成 2 3 年度の緑地協定運営委員会定時総会が 4 月 2 4 日（日）染井野小学校体育館において開催されました。

会議内容については、以下の議事の進行に沿い、主な質疑・応答・要望などを掲載いたしました。

○日 時 平成 2 3 年 4 月 2 4 日（日） 1 0 時 0 5 分～ 1 1 時 2 5 分

○場 所 染井野小学校体育館

#### ○定時総会議事

##### 1. 開会挨拶

##### 2. 報告事項

（1）平成 2 2 年度事業活動報告

（2）平成 2 2 年度収支決算報告

##### 3. 決議事項

第 1 号議案 平成 2 3 年度事業活動計画（案）

第 2 号議案 平成 2 3 年度予算（案）

第 3 号議案 緑地協定運営委員会規約の改定（案）

第 4 号議案 役員改選（案）

##### 4. その他

##### 5. 閉会挨拶

#### ○議 事

##### 1 開会・定時総会成立宣言

富田会長から、会員総数 6 5 2 名、本日の出席者 1 0 1 名、委任状 3 9 6 名の合計 4 9 7 名となり、総会の決議に必要な会員総数の過半数を満たし、総会が成立する旨報告があった。

##### 2 会長挨拶

皆様おはようございます。本日はご案内の資料のとおり報告事項が 2 つ、決議事項が 4 つございます。では、順を追って進めさせていただきます。

##### 3 報告事項（平成 2 2 年度事業活動報告）について、次のとおり各班担当者から報告が行われた。

- |         |         |    |
|---------|---------|----|
| ・報告事項 1 | プロジェクト班 | 中村 |
| ・報告事項 2 | 共同管理班   | 篠  |

- ・報告事項3 広報班 石出
- ・報告事項4～6 会長 富田
- ・報告事項7～8 会計班 扇
- ・報告事項9～10 総務班 阿部

《質疑応答》 なし

**4 平成22年度収支決算報告について、会計班扇氏より内容説明及び大久保監事から監査報告があった。**

《質疑応答》 なし

**5 第1号議案（平成23年度事業活動計画（案））について、富田会長から説明が行われた。**

《質疑応答》 なし

**6 第2号議案（平成23年度予算（案））について、富田会長から説明が行われた。**

- ・収入の面では会員数の減により年会費、預金利息とも減収となる。
- ・支出では維持管理費が値引きにより減、支払い手数料は今年度補助金の返還があったために振り込み手数料が増加したが、次期ではこれがなくなることで減となった。また、会議費について今年度からお茶の支給を中止したことで少なくなっている。

《質疑応答》 なし

**7 第3号議案（緑地協定運営委員会規約の改定（案））について、富田会長から説明が行われた。**

- ・今回の改定理由として隣接地を購入したり住まわれている方が、会員になりたいとなった場合を想定して3項を追加しました。

《質疑応答》

会員A氏

賃借人は会員になれないのか

→緑地法では協定区域に賃借人は含んでいません。土地の所有者、地権者であります。同意書をもった方々ということになります。

隣接地から協定区域になる話と会員になる話とは分けて考える必要があります。隣接地か協定区域になるかは地権者が決めることです。

会員B氏

隣接地と会員の考え方が混同しやすいので、表現方法を変えたらどうか。

→今回この改定案で提示させていただき、次期役員に表現方法を考えていただくという条件を付けさせてもらってご了解をいただきたい。

**8 第4号議案（役員改選）について、富田会長から新役員の紹介を行った。**

《質疑応答》 なし

**9 議決**

議長は、以上をもって本日の議事をすべて終了した旨を述べ、第1号議案から議案毎に賛否を諮ったところ、全て挙手による賛成多数をもって原案どおり承認された。

**10 井上新会長挨拶**

次期会長の井上でございます。22年度の役員の方々ご苦労様でした。

前役員が尽くされた努力を私ども新役員が引き継ぎ、皆様方のご協力を得ながら努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**11 その他**

会員 C 氏

会員数652という数字は地権者の数か。

→住んでいる人、年会費を支払っている人の数です。空地は含んでいません。

会員 D 氏

会員名簿は作成しているか。名簿を会員に開示してもらいたい。

→名簿の開示は行わないことは役員で話し合っただけで決めた。知る権利としては分かるのでお知りになりたい方は各ブロック長に聞いていただければお知らせすることは可能です。

会員 E 氏

→会員名簿を事務局が持つのは分かるが、公開はしてほしくないので考慮願いたい。

会員 F 氏

いろいろな懸案事項がありながら早めの対応ができないのかということ、今後の役員の方々に期待したい。特に広報の重要性を認識してもらいたい。

→いろいろなご意見を頂戴し、至らないことも多々あったかと思いますが何とかここまでやってこれたのは皆様のおかげと思って感謝しています。

**12 富田会長挨拶**

長時間にわたりご討議いただきありがとうございました。

また、委員会の活動に1年間ご協力いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

**13 閉会宣言（富田会長）**

平成23年度佐倉染井野緑地協定運営委員会定時総会を閉会します。

## ○その他

### 1 平成23年度緑地協定運営委員会役員名簿（ブロック順）

新役員の担当が以下のとおり決まりました。つきましては、今後の運営活動にご協力賜りますようお願いいたします。

なお、ご不明な点等ございましたら、各ブロック役員までご連絡願います。

**※非公開**

## 2 緑地維持管理費（年会費）の変更について

既にお知らせしているところですが、本年度より年会費が変更になっております。

年会費は以下の表のとおりです。年会費を多くいただいている方へは差額を返金させていただきます。

口座振替でお支払いいただいている方はすでに新年会費にて振替えさせていただきます。

### (1) 染井野2丁目33街区、34街区、44街区以外の宅地

種 別		年 会 費	
主道路接面部の延長 15m以下	一辺接道宅地	生垣袖無	20,000→18,000円
		生垣袖有	24,000→22,000円
	二辺以上接道宅地	生垣袖無	30,000→27,000円
		生垣袖有	36,000→33,000円
主道路接面部の延長 15m超	一辺接道宅地	生垣袖無	22,000→20,000円
		生垣袖有	26,000→24,000円
	二辺以上接道宅地	生垣袖無	33,000→30,000円
		生垣袖有	39,000→36,000円

### (2) 染井野2丁目33街区、34街区、44、街区の宅地

種 別	年 会 費
染井野2丁目33街区の宅地	60,000→54,000円
染井野2丁目34街区、44街区の宅地	90,000→81,000円

年会費をまだお支払いでない方は、銀行振込またはインフォメーションプラザ（水曜休み）までお支払いいただくようお願いいたします。

インフォメーションプラザへお越しの際は、お名前（フルネーム）ご住所をお伝えください。

### 3 佐倉染井野緑地協定運営委員会規約の一部改定について

平成23年度定時総会において、緑地協定運営委員会規約が一部改定されました。改定箇所は以下のとおりです。

改定後の規約（全文）が必要な方は、各ブロック役員へ申し出願います。

旧	新
<p>&lt;会 員&gt;</p> <p>第3条 委員会は各緑地協定書第3条に定める協定区域内の建物所有者、建物の敷地所有者または建物賃借人を会員として構成する。</p> <p>2. 会員は建物1棟につき1名とする</p>	<p>&lt;会 員&gt;</p> <p>第3条 委員会は各緑地協定書第3条に定める協定区域内の建物所有者、建物の敷地所有者または建物賃借人を会員として構成する。</p> <p>2. 会員は建物1棟につき1名とする</p> <p><u>3. 各緑地協定第3条の2に定める隣接地の建物所有者、建物の敷地所有者が新たに会員となることを希望した場合、委員会は必要な事務処理の後に会員として加える。</u></p>
<p>&lt;付 則&gt;</p> <p>第1条 本規約は平成23年4月1日から施行する。</p>	<p>&lt;付 則&gt;</p> <p>第1条 本規約は平成23年4月1日から施行する。</p> <p><u>第2条 本規約のうち、第3条の3は平成23年4月24日に改定し施行する。</u></p>

以上